

2018年4月23日

Contents

**I Lawyer's Eye**

不正競争防止法の改正を踏まえた商業賄賂規制の今後の着眼点

弁護士 横井 傑/上海オフィス顧問 繆 媛媛

**II 中国法令アップデート**

- ・汚染排出許可証管理弁法(試行)
- ・税関総署公告 2018 年第 14 号(「中華人民共和國税関事前裁定管理暫定弁法」の関連事項の実施に関する公告)
- ・最高人民法院による「中華人民共和國行政訴訟法」の適用に関する解釈
- ・国外投資センシティブ業界リスト(2018 年版)
- ・最高人民法院による人民法院における仲裁判断執行案件の取扱いの若干問題に関する規定
- ・最高人民法院による執行和解の若干問題に関する規定
- ・最高人民法院による執行担保の若干問題に関する規定
- ・中国保険監督管理委員会による「中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則」等の 4 つの規定の改正に関する決定
- ・中国銀行業監督管理委員会による「中国銀監会外資銀行行政許可事項実施弁法」の改正に関する決定

**III 台湾法令アップデート**

- ・「労働基準法」の改正
- ・「労働基準法施行細則」の改正
- ・「所得税法」の改正

**IV 中国万感**

1970年1月27日生まれ 成年 48歳(数え年49歳) 年男

弁護士 森脇 章

## I Lawyer's Eye

弁護士 横井 傑  
上海オフィス顧問 繆 媛媛

### 不正競争防止法の改正を踏まえた商業賄賂規制の今後の着眼点

不正競争防止法が3度の意見募集を経て24年ぶりに改正されてから既に3ヶ月強が経過した(改正法の施行日:2018年1月1日)。改正は多岐にわたるが、そのうち商業賄賂規制の改正は目玉の1つであり、改正ポイントの解説も既に多く世に出ている。

主要な改正条文はわずか1条であり、商業賄賂規制を具体的に規律する「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」は未だ改正されておらず、また新法に基づく処罰例も出揃っていないことから、実務への影響は現状未知数というのが大まかな一般的分析と思われる。

そこで、本稿では、少し角度を変えて、単なる改正点の紹介ではなく今後の立法・運用動向における着眼点の検討に主眼を置いて筆を進めることとする。

#### I. 商業賄賂の一般的禁止条項の着眼点

##### 旧・不正競争防止法 第8条1項第1文

事業者は、財物又はその他の手段で賄賂行為を行なうことにより商品を販売又は購入してはならない。

##### 新・不正競争防止法 第7条1項

事業者は、財物又はその他の手段で下記に掲げる単位又は個人に賄賂を送り、取引機会又は競争上の優位性を獲得してはならない。

- (1)取引の相手方の従業員
- (2)取引の相手方の委託を受けて関連事務を行なう単位又は個人
- (3)職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす単位又は個人

#### 1. 行為主体

商業賄賂の行為主体(贈賄者)は、旧法・新法共に「事業者」であり、自然人は対象にならない。また事業者の従業員が事業者の利益のために行なう賄賂行為は、事業者の行為と看做すと規定されている。

一方、旧法・新法の違いは、以下の規定のとおり、従業員の賄賂が事業者の利益のために行われたか否かについての立証責任の所在にある。旧法では調査当局等が事業者のために商品を販売又は購入したことについて自ら証拠を集めて認定していたが、新法では事業者が「当該従業員の行為について事業者の取引機会又は競争の優位性の獲得と無関係であることを証明」しない限り、原則として事業者の行為とみなされることとなる。

以上のとおり、新法においては、求められる立証の程度次第では事業者にとって厳しい改正がなされたこととなる。

新法で求められる立証責任の程度については、国家工商行政管理総局独占禁止及び反不正競争法執行局楊紅燦局長が不正競争防止法の改正について行った2017年11月13日付けインタビュー(「楊局長インタビ

ュー)において、「事業者が適法、規範遵守、合理的な措置を定め、有効な措置を採って監督管理を行っており、従業員の賄賂行為を放任又は実質的に放任していないこと」の立証が必要とした発言が注目に値する。

今後、商業賄賂にかかる社内規則の制定・実施さえ行えば、従業員の行為が事業者に帰属しないと結論になるのか、そうはならず実質的に従業員の行為と事業者の取引機会等の獲得が無関係であることの立証が必要となるのか、実務の集積に注視する必要がある。

この点の運用次第では、中国に進出している企業は、商業賄賂にかかる社内規則の制定・実施を行うことが望ましいということとなる。

(旧法)

商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定 第3条

事業者の従業員が商業賄賂行為により事業者のために商品を販売又は購入する行為は、事業者の行為として認定しなければならない。

(新法)

新・不正競争防止法 第7条3項

事業者の従業員が賄賂を行なった場合、事業者の行為と認定しなければならない。但し、事業者が、当該従業員の行為について事業者の取引機会又は競争の優位性の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合はこの限りではない。

## 2. 客体

商業賄賂の客体(収賄者)は、旧不正競争防止法自体には定めがなかったが、下位法<sup>1</sup>にて(i)取引の相手方単位若しくは個人、又は(ii)取引行為に密接に関連する他の者と定められていた一方、新法では(i)相手方の従業員、(ii)相手方の事務受託者、(iii)影響力等を行行使して取引に影響を及ぼす単位等の3種類の客体が新たに定められた。両者で実質的に異なるのは、旧法では取引の相手方が客体に含まれていたのに対し、新法ではこれが除外されている点である。

商業賄賂規制の立法を担当した肖江平氏は、2017年11月17日付け国家工商総局の関連責任者が語る新「不正競争防止法」において、商業賄賂の客体とは「取引に影響を与えられる者」であるとしたうえで、「一般取引の売主買主双方は取引に影響を与えられるが、売主買主が相手方に対して与える如何なる利益も取引の対象又は契約の一部分であって商業賄賂問題は存在しない。商業賄賂は、両当事者以外の者が買主の購買を助けるか又は売主の販売を助けることで一定の利益を得ることをいう。」と発言している。

したがって、条項の文言及び上記発言によれば、新法では取引の相手方に対する商業賄賂は規制対象から外されたこととなる。

一方、取引の相手方に対する商業賄賂は、これまで数多くの処罰例のある商業賄賂の典型例ともいえるケース

<sup>1</sup> 商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定第2条2項、国家工商行政管理总局によるショッピングモールの支払う一人当たり経費、駐車場代等の費用の旅行者又は旅行ガイドによる受領の定性的処理にかかる問題に関する回答(工商公字[1999]第170号)

であることから、結局は、何らかの形で引き続き処罰されるのではないかという点も議論されている。

新法その他法令の素直な条文解釈によれば、取引の相手方に対する商業賄賂は処罰の対象外になったと解釈するのが自然なように思われるが、これまで多くの処罰例があるケースなだけに今後の細則の立法動向、実務の集積を注視する必要がある。

この点の運用次第では、現地法人においてより自由度の高い販売促進活動等が認められる可能性があり、注目される。

### 3. 目的

旧法は商業賄賂の目的を「商品の販売又は購入」と規定していたが、新法は「取引機会又は競争上の優位性の獲得」<sup>2</sup>と規定しており、まったく新しい文言に修正された。

新法では、旧法において文言上売買行為に限っていた目的が非売買行為(例: 賃貸借等)も明確に含まれるようになり、また商業賄賂規制の趣旨である公正な競争環境の保護との関係で、より直接的な文言に整理された点が注目に値する。

なお、旧法下においても非売買行為を目的とした商業賄賂が一切処罰されていなかったわけではなく、例えば、地方によっては賃貸借契約の締結を目的とした商業賄賂が処罰された例も存在する。しかしながら、旧法の文言ゆえに調査当局が非売買行為を目的とする商業賄賂の規制に謙抑的であった可能性はあり、今回の改正を踏まえて、これまで処罰されてこなかった態様の商業賄賂が処罰される可能性も否定できない。

したがって、今後は非売買行為を目的とした商業賄賂にかかる法執行実務の変化に注視する必要がある。

## II. 商業賄賂事案の調査・処罰にかかる着眼点

商業賄賂事案の調査は、工商行政管理部門が調査機関となって執り行われる。

旧法下では、関係者への質問及び資料提供の要求、関連資料の検査及びコピー等の調査権限しか有していなかったが、新法ではこれが強化され、営業所に対する立入検査、不正競争行為が疑われる財物の差押え・留置、不正競争行為が疑われる事業者の銀行口座の照会等の権限が追加された(新・不正競争防止法第 13 条 1 項)。

また、商業賄賂事案の処罰規定も、旧法下では 1 万元以上 20 万元以下(約 17 万円～約 340 万円)の過料及び違法所得の没収であったのが大幅に引き上げられ、10 万元以上 300 万元以下(約 170 万円～約 5100 万円)の過料、違法所得の没収、情状が重大である場合には営業許可証の取消しが規定された(同法第 19 条)。また、事業者が行政処罰を受けた場合には、信用記録への記入・公表が行われる(同法第 26 条)。

以上のとおり、新法では、調査機関の権限が強化され、処罰規定の相場も引き上げられ、商業賄賂の処罰の強化を図る傾向が伺える。

現状、商業賄賂調査が一時期よりもやや落ち着いている印象があるが、調査機関が法令の改正のタイミングで、

---

<sup>2</sup> 楊局長インタビューによれば、「競争上の優位性の獲得とは、商業活動において財物又はその他の手段で収賄者を誘引し、その職務の廉潔性に違背させ又はその他一般商業道徳に違背させる行為によって不正な競争上の優位を得ることをいう」としている。

キャンペーンを張って規制許可を行うことは中国において良くみられる事象であるため、今回の改正で再び調査が活発化するようなことがないか、実務動向を注視しておく必要がある。

### Ⅲ. 旧法・新法の適用問題にかかる着眼点

商業賄賂行為が新法の施行日(2018年1月1日)以前に行われ、調査が施行日以降に実施される場合に旧法・新法のいずれを適用すべきかという点については明確な定めがないが、人民法院が行政訴訟等で行政行為の法適用を行う場合については、実体法部分については旧法が適用され、手続法部分については新法が適用されるという最高人民法院の意見がある(最高人民法院による行政事件の審理にかかる法律規範の適用問題に関する座談会紀要([2004]96号)。実務上、商業賄賂の調査機関が、かかる最高人民法院の意見を援用して法適用を行う例も存在する。

一方、一連の商業賄賂行為が施行日前から始まって施行日後まで続いていた場合の旧法・新法の適用については、確立した結論がないのが現状である。

手続法については新法が適用されると思われるが、実体法については、(1) 施行日前の行為と施行日後の行為に切り分けて、それぞれ旧法及び新法を適用する見解、(2)新法を適用する見解、(3)旧法を適用する見解と分かれている。

刑事法における議論と同様に考え、少なくとも処罰規定については処罰内容がより軽い旧法が適用される可能性があるが、実際の運用については、何らかの解釈指針が出されるのを待つ必要がある。

### Ⅳ. 総括

以上のとおり、今回の不正競争防止法の改正では、商業賄賂の規制範囲が変化し得るため、従来あまり注目されていなかった部分が処罰対象となったり、従来処罰対象となっていた範囲が除外されたりする可能性があり、企業の今後経営戦略に影響を及ぼし得る改正といえる。例えば、商業賄賂規制との関係で販売代理店の管理に苦慮してきた会社は、今後の改正動向を注視する必要があるものと思われる。

以上

## Ⅱ 中国法令アップデート

|           |               |
|-----------|---------------|
| 弁護士 若林 耕  | 中国弁護士 李 芸     |
| 弁護士 横井 傑  | 上海オフィス顧問 繆 媛媛 |
| 弁護士 唐沢 晃平 | 上海オフィス顧問 鄧 翌雲 |
| 弁護士 尾関 麻帆 | 北京オフィス顧問 杜 小叶 |

### 最新中国法令の解説

#### 【環境】

##### 汚染排出許可証管理弁法(試行)

[ポイント] 本試行法は、2016年12月に発表された汚染排出許可証管理暫定規定を修正し、環境保全部門及び排污業者の主体的な責任を定め、汚染排出事業者の自主監督、自主観測、自主報告、情報公開義務をより明確にするものである。

本試行法の下では、排污許可証の申請の必要があるような汚染排出事業者は、自身の汚染物排出状況を監督観測し(同法 19 条)、汚染物の排出状況、その原因及びそれに対する措置記録及び保管義務(同法 35 条)を負うことになるため、該当する事業者は本法の今後の運用動向に注意する必要がある。

2018年1月10日公布、2018年1月10日施行

[原文] [排污许可证管理办法\(试行\)](#)

#### 【税関】

##### 税関総署公告 2018 年第 14 号(「中華人民共和國税関事前裁定管理暫定弁法」の関連事項の実施に関する公告)

[ポイント] 本公告は、昨年末に公布された輸出入貨物の HS コード、原産地及び輸入貨物の課税価格等に対する税関の事前裁定についての管理規則で明確にされていなかった事項を定めたものである。具体的には、事前裁定の申請人は輸入貨物の荷受人又は輸出貨物の荷送人であること、オンラインで事前裁定申請書及び関連資料を提出すること、申請資料に不備がある場合、補正通知書受領日から 5 日以内に補正すること、協定税率又は特惠税率の享受を申請する場合、輸入者は貨物輸入時に原産地証明書又は原産地声明を提出する必要があること、2018年2月1日から、税関は、従来の HS コードの事前分類、課税価格の事前審査及び原産地の事前確定に係る申請業務を受理しないことが明確化されている。

2018年1月31日公布、2018年2月1日施行

[原文] [海关总署公告 2018 年第 14 号\(关于实施《中华人民共和国海关预裁定管理暂行办法》有关事项的公告\)](#)

- 附件 1: [中华人民共和国海关预裁定申请书](#)
- 附件 2: [中华人民共和国海关预裁定申请受理决定书](#)
- 附件 3: [中华人民共和国海关预裁定申请不予受理决定书](#)
- 附件 4: [中华人民共和国海关预裁定申请补正通知书](#)
- 附件 5: [中华人民共和国海关预裁定决定书](#)
- 附件 6: [中华人民共和国海关预裁定申请补充材料通知书](#)
- 附件 7: [中华人民共和国海关终止预裁定决定书](#)
- 附件 8: [中华人民共和国海关预裁定撤回申请书](#)

附件 9: 中华人民共和国海关预裁定决定书撤销通知书

**【行政訴訟】**

**最高人民法院による「中華人民共和國行政訴訟法」の適用に関する解釈**

[ポイント] 本解釈は、行政訴訟の濫訴及び解決すべき行政訴訟の対象となる紛争につき不受理となる等の事態に対応するため、過去に発表された中華人民共和國行政訴訟法に関する「若干解釈」及び「活用解釈」を修正し補充するものである。

本解釈により、①行政訴訟の対象となる行政行為に当たらない行為の範囲を明確化、②地方政府の行政裁判に対する関与を減少させるために設けられた 18 条 2 項の「行政区域を超える事件の管轄決定手続きの明確化及び管轄異議手続きの明確化、③当事者適格の範囲の明確化、④違法収集証拠の排除等の証拠適用ルールの明確化、⑤提訴期限等の起訴手続き上の要請の明確化、⑥忌避の効果、陳述拒絶の効果等審理内のルールの明確化、⑦出廷に関する行政機関側の責任の範囲を明確化、⑧復議機関及び原行政機関の共同被告制度の適用範囲及び挙証責任についてのルールの明確化等が図られた。

今後、行政訴訟の提起を検討する際には、実務上参考となる指針が含まれた解釈であると思われる。

2018 年 2 月 6 日公布、2018 年 2 月 8 日施行

[原文] 最高人民法院关于适用《中华人民共和国行政诉讼法》的解释

**【海外投資】**

**国外投資センシティブ業界リスト(2018 年版)**

[ポイント] 本リストで国外投資センシティブ業界とされているのは、①武器装備の研究開発・製造・メンテナンス、②クロスボーダー水資源開発・利用、③ニュースメディア及び④「国外投資の方向の指導意見のさらなる導入と規範化に関する通知」(国弁発[2017]74 号)に基づき企業の国外投資を制限すべき業界であり、④は具体的には(1)不動産、(2)ホテル、(3)映画館、(4)娯楽業、(5)スポーツクラブ、(6)国外に設立された具体的な実業プロジェクトを持たないエクイティ投資ファンド又は投資プラットフォームと定められている。

本リストは、「国外投資に関する法律法規及び政策」に基づき制定されており、根拠とする具体的な法令が明確ではない。この点、本リストと同日に施行される「企業国外投資管理弁法」(企业境外投资管理办法)においては、投資主体が直接股はそのコントロールする国外企業を通してセンシティブ類プロジェクトを展開する場合は審査許可を行い、非センシティブ類プロジェクトを展開する場合は届出管理を行うとしているところ、本リストはかかるセンシティブ類プロジェクトに該当するか否かの判断規準となるものと思われる。

2018 年 2 月 11 日公布、2018 年 3 月 1 日施行

[原文] 境外投资敏感行业目录 (2018 年版)

附件 1: 境外投资敏感行业目录 (2018 年版)

**<民事執行>**

**最高人民法院による人民法院における仲裁判断執行案件の取扱いの若干問題に関する規定**

[ポイント] 本規定は、仲裁判断の執行に関してこれまで不明確であった点や、実務上問題となっていた点について解釈を示している。特に、仲裁判断等の執行申立てにかかる裁判管轄の基層人民法院への拡大(※中国は、最高人民法院以下、高級、中級、基層人民法院の 4 級からなる)、仲裁判断の記載が不明確であることを理由として執行の申請棄却をする場合の基準の明確化、事件外の者による不執行の申立ての要件・手続き等はポイントとなる規定といえ、実務上も影響があり得る。

2018 年 2 月 22 日公布、同年 3 月 1 日施行

[原文] 最高人民法院关于人民法院办理仲裁裁决执行案件若干问题的规定

### 最高人民法院による執行和解の若干問題に関する規定

[ポイント] 中国民事訴訟法第 230 条 1 項は、執行段階における和解制度を設けており、裁判所等による判決が下された後でも和解による柔軟な解決を認めている(執行和解)。一方、執行和解については実務上見解の分かれる論点が複数存在しており、裁判所の結論も様々であった。本規定は、かかる状況を整理し、解決を示す司法解釈である。具体的には、執行外和解(執行和解の手続きを踏まない当事者同士の和解合意)の取扱い、執行和解に基づく代物弁済裁定の可否、執行和解に基づく訴訟提起の可否、判決等に対する執行の回復の要件等について統一的な見解を示している。

広く知られているとおり、中国では執行官が業務に消極的であったり、地方保護主義の影響を受ける等して判決・仲裁裁決等の執行が必ずしも円滑に進まない状況があるが(執行難)、選択肢の 1 つとして執行和解も念頭に置いておくのが良いものと思われる。

2018 年 2 月 22 日公布、同年 3 月 1 日施行

[原文] [最高人民法院关于执行和解若干问题的规定](#)

### 最高人民法院による執行担保の若干問題に関する規定

[ポイント] 中国民事訴訟法第 231 条は、被執行人が担保を提供し、かつ、執行申立人の同意を得た場合、執行を一時猶予できる旨定めている(執行担保)。これまで執行担保制度には法令上明確ではない部分が多くあったが、本規定は、執行担保の構成要件の明確化、執行担保の実現方法の明確化、執行担保の担保期限の確立、執行担保の求償権の明確化等について定めている。

2018 年 2 月 22 日公布、同年 3 月 1 日施行

[原文] [最高人民法院关于执行担保若干问题的规定](#)

### 【保険】

#### 中国保険監督管理委員会による「中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則」等の 4 つの規定の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、保険監督管理委員会が「外資保険公司管理条例実施細則」等の細則について修正を行うものである。具体的には、外資保険会社の設立に際し提出を義務付ける必要書類等について調整を行うものである。

2018 年 2 月 13 日公布、同日施行

[原文] [中国保险监督管理委员会关于修改《中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则》等四部规章的决定](#)

### 【銀行】

#### 中国銀行業監督管理委員会による「中国銀监会外資銀行行政許可事項実施弁法」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、外資銀行に係るいくつかの行政手続の簡素化を図るために現行法を改正したと発表したものであり、主な内容は以下のとおりである。①外資銀行が中国資本の商業銀行等に投資しやすくするために、外資銀行による中国資本の商業銀行への資本参加の場合の条件、許認可手続、申請資料等についての内容を追加し、規定を整備した。②中国における外資銀行の支店設立に関して、これまで支店設立の準備段階と開業のいずれも許認可手続が必要とされていたが、準備段階の許認可手続は不要になり、報告制に変更された。③従来、外資銀行が海外における資産管理サービス等の業務を開始する際に必要となっていた許認可手続も撤廃された。

2018 年 2 月 13 日公布、同日施行



[原文] [中国银监会关于修改《中国银监会外资银行行政许可事项实施办法》的决定](#)

◆【上海自由貿易試驗区関連法令一覧】

## Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若 林 耕  
台湾弁護士 鄭 宇恬

### 最新台湾法令の解説

#### <労働規制>

##### 「労働基準法」の改正

〔ポイント〕今回の改正は、時間外勤務の時間配分の適用上の柔軟性を高めた改正である。改正ポイントは次のとおり。①休息日の残業時間及び残業手当は、改正前の4時間単位で計算すること(4時間以内は4時間、8時間以内は8時間で計上される)から改正され、実際の残業時間で計算する。②労働組合又は労使会議の同意を得た場合、残業時間の上限は1か月46時間から54時間となり、3か月間の残業時間数の上限は138時間となった。③シフト制勤務間のインターバル時間(終業後から次の勤務開始までの休息時間)について、原則は11時間となり、当局より指定される特定業種につき労働組合または労使会議の同意を得る場合は、8時間に調整することができる。④7日ごとに1日を与えなければならない定例休日について、指定された特定業種の場合は、労働組合または労使会議の同意を得る場合は、7日間単位で調整できる。例えば、1週間目の定例休日を初日にし、2週間目の定例休日を最終日にすることにより、連続労働日数は12日間になる。⑤年次有給休暇が未消化である場合、労使双方の合意により、翌年度に繰り延べすることができる。翌年度に依然として未消化の場合、雇用者はその未消化日数に相当する賃金を支払う義務がある。⑥労働者が残業後、雇用主の同意を得た上で、残業時間を代休に転換することを選択できる。労使間合意した期限内に代休を消化しきれない場合、雇用主は未消化の時間数に相当する残業手当を支払わなければならない。

(2018年1月31日に公布、3月1日より施行)

〔原文〕 [労働基準法](#)

##### 「労働基準法施行細則」の改正

〔ポイント〕今回の改正は、改正された労働基準法に合わせたものである。具体的には、①3か月間の残業時間数については、連続3か月を1期とし、労使双方が合意した開始日より計算される。②雇用主が勤務時間、シフト制勤務間のインターバル時間を変更したり、定例休日を調整したりする場合、告知することが義務付けられた。③代休は取得時点(残業の発生事実)の順序で消化される。例えば、1月9日に2時間残業し、1月10日に3時間残業した場合、代休を取る際には1月9日の2時間代休、1月10日の3時間代休、順次に消化しなければならない。なお、代休の期限及び未消化代休に相応した残業代の支払い期限も定められている。④年次有給休暇を取る際には、繰延年次有給休暇の日数から消化しなければならない。

(2018年2月27日に公布・施行)

〔原文〕 [労働基準法施行細則](#)

#### <租税規制>

##### 「所得税法」の改正

〔ポイント〕今回の所得税法改正は、国際競争力を有する公平かつ合理的な所得税制を整備するために、租税公平性、経済効率、税制の簡素化、財政収入の四つの面を考慮して行われた。個人総合所得税について、4項

目の所得控除額が引き上げられ、また、課税所得が1千万台湾ドルを超える部分に税率45%が適用される規定が削除され、従来の6段階の累進税率は5段階になり、個人総合所得税の最高税率が40%になった。一方、営利事業所得税(日本の法人税に相当)について、①税率が17%から20%まで引き上げられた、②未配当利益に対する追徴税率が10%から5%に引き下げられた、③独資または組合である事業は、営利事業所得税が課税されず、出資者の個人総合所得税として課税される。今回の改正で、投資及び税制環境の改善により、雇用創出、国民所得の増加、経済成長及び税収の増加などの結果が期待される。

(2018年2月7日に公布、5、66-9、71、75、79、108、110条は2018年度より施行、73-2条は2019年1月1日より施行するほか、その他の条文は2018年1月1日より施行)

[原文] 所得税法



## 中国万感



【1970年1月27日生まれ 戌年 48歳(数え年49歳) 年男】

弁護士 森脇 章



これは私の知人の知人(注)の個人情報だ。「彼」にとって今年は非常に感慨深い年だという。まず、人生四度目の年男、次に干支が回ってくるときは還暦だ。また、彼が仕事で中国・北京に降り立ったのは1998年、そう、中国業務を専門的にやるようになって、今年でちょうど20年だという。

その「彼」曰く、中国では、年男の年は「本命年」といい、赤い下着を身に着けるとのことで、大量に赤いパンツを買い込んだとのこと。

んんん？？？でも、ちょっと違うかも。。

そう、中国では伝統的な慶事などはいわゆる旧暦で表す。新年の祝いだって、西暦(グレゴリオ暦)の1月1日ではなく、いわゆる旧暦の正月、つまり春節(初一)に行う。干支(現代中国語では一般に「属相」)も一般的には、春節を境に変わると考えられている。とすると、西暦1970年1月27日が春節の前か後かで酉年生まれか戌年生まれかが決まることになる。では、1970年の春節は西暦の何月何日だったのか。。一昔前だと、こういうことを調べるのは大変だったが、今はスマホ一台あればすぐ分かる。

1970年2月6日＝春節(初一)

とすると、1970年1月27日はまだその年の春節の前、すなわち酉年、ということになる。

その「彼」、その話を戦前生まれの父親にしたところ、これまた予想外の指摘を受けた、とのこと。

「いや、旧正月で干支が変わるなんておかしいよ。今は西暦の1月1日に干支も変わると考えるのが普通だ(年賀状が典型的な例)けど、昔は違う。違うんだけど、旧正月じゃなくて、立春を境としていたよ。立春の前日までは前の干支で、立春(を含む)以降が新しい干支って決まってたよ。」

えっ？知らなかった。。。

では、中国でも、昔は、立春を境としていたのか。。

調べてみると、確かにそのようで、これは中国の旧暦(黄暦、農暦)の変遷に関わるようだ。旧暦といっても微妙な変遷があり、立春を年の初めとしていた時期があり、そのころは干支も年の初めである立春を境に変わることとされていたのだという。

あくまでも推測だが、中国では年の初めも春分の日、干支の変更も春分の日、という時代(の前後)に日本に干支が伝わり、その後、日本では(概ね戦後まで)一貫して干支は春分を境に変わるものとして理解され続けが、中国では、年の初めの定め方に変遷があり、それに合わせて、干支の変わる境目も変わっていった、と理解すると、両国の状況を統一的に理解することが可能となる。

このように、中国と日本では微妙に違う、ということがしばしばある。干支でいえば、12番目がブタ(中国)とイノシシ(日本)で異なるし、旧暦の初日についても、中国の春節(初一)の定め方(時憲暦)と日本の旧正月の定め方(天保歴)は微妙に異なり一致しないことがある。

微妙に違うといえば、「数え年」もそうだ。数え年は中国にもあり、日本にもある昔懐かしい共通文化、と思われがちだが、これにも根本的に違う点がある。生まれた時点で1歳となり、ある日にすべての人について一斉に年齢を一つ加える点では同じだが、加齢点が異なるのである。日本では、明治の初め(明治6年、1873年)にグレゴリオ暦(西暦)を導入して以来、加齢点は西暦1月1日である。これに対して、中国では、数え年の加齢点も古来から春節と決まっている。

ということは、件の「彼」の数え年も日本と中国では違ってくることになる。1970年の春節の前に生まれた「彼」は、中国では、生まれた時点で1歳、その10日後に春節を迎え2歳になったのだから、現在50歳、見事大台に乗ってしまっていたことになる。

以上をまとめると、日本では、  
1970年1月27日生まれ 戊年 48歳(数え年49歳) 年男  
である「彼」は、中国では、  
1970年1月27日生まれ 酉年 48歳(数え年50歳) 本命年にあらず  
ということになる。

このように解明してしまった今、気になるのはただ一つ、「彼」が大量購入したという赤いパンツの行方である。

以上

(注)知人の知人は、もちろん自身(筆者)である。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))  
弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。